

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」に関する編集方針

平成27年4月27日策定

1 電子商取引及び情報財取引等に関する準則（以下「準則」という。）の目的
準則は、電子商取引、情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめ、関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的としている¹。

また、現行法による問題への対応の限界を明らかにし、今後の新規立法その他のルール形成の参考とすることを目的としている²。

2 編集方針の目的

上記目的に合致する内容を維持するために、以下の編集方針を策定する。なお、編集方針については、必要に応じ、その時点の起草者により協議を行い、広く公に意見を求めた上で改訂することができるものとする。

本編集方針は公開する。

3 想定する読者

主として事業者の法務部門・事業部門を対象として想定するとともに、消費者相談窓口についても対象と想定する。

4 記載方法の原則

想定する読者が容易に理解できるように解説する。

- ・ 正確性を期しつつも、十分な法律知識がない人でも理解できるように、できる限り平易でわかりやすい記述となるよう配慮する。
- ・ 長文にならないように配慮する。（第6項参照）

5 書式

各論点は、すべて「論点」、「考え方」、「説明」の3つの要素で構成する。

- ・ 「論点」：実際の裁判等で問題となり得る論点を簡潔に疑問形で記述する。（知りたい情報がその項目に含まれているかを判断できる。）
- ・ 「考え方」：「論点」で記述された疑問に対する回答を簡潔に記述する³。

¹ <http://www.meti.go.jp/press/2014/08/20140808003/20140808003.html>

² 準則の目的に鑑み、準則における法律の解釈に当たっては、標準的な解釈（裁判所や法令所管省庁等が示したもの）を基礎とするものとする。

³ 幅広い読者層が、必要な情報の概要に容易にたどり着けることが求められるため、場合によっては説明内容を典型的な場合に絞るなど、情報量を犠牲にしても簡潔かつ平易な記述にすることが必要。

(知りたい情報の概要を得ることができる。)

- ・ 「説明」: 「考え方」で記述された内容についての正確かつ詳細な説明を記述する。(必要に応じて「考え方」よりも詳細な情報を得ることができる。)

6 一論点あたりの分量と内容の密度

「論点」及び「考え方」を合わせて原則として2ページ以内程度とする。また「説明」の文章を含めた全体の頁数は規定しないが、冗長にならないようにする。

「考え方」は概要にとどめ、具体的な例や細かい解説は、「説明」のところで記載する。

7 相互参照の配慮

未成年者に関する論点等、頻出する論点については相互参照をつける。

相互参照は、脚注を利用して行う。

8 用語の統一

使用する用語については、可能な限り統一する。

9 掲載対象外の論点

以下に示す論点については、原則として準則には掲載しない。

掲載対象外とする論点については、起草者による協議及び広く公から求めた意見に基づき、必要に応じて編集方針を改訂して追加・訂正することができる。

対象外論点	具体例	対応
(1) 悪意のある事業者に対する公法規制についての論点	クラッカー等の犯罪行為を行う者に対する対策や、刑罰法規等の解釈。	刑罰法規等の解釈論を論点として挙げることは行わない。ただし、私法上の問題と密接に関連する論点については、掲載が認められることもある ⁴ 。
(2) 特定のテーマ等に関する周知啓発のみを目的とした論点	法改正の直後など、特定のテーマについて周知を行うために関連団体等から掲載を求められる論点など。	準則の目的と合致しないため、原則として掲載しない。
(3) ウェブ上での広告に関する	医薬品医療機器等法(旧薬事法)、健康増進法等の論点	業法等における広告規制のすべてを取り扱うこと

⁴ たとえば独占禁止法の不公正な取引方法など。

論点	など。	は困難であることから、特に必要な場合を除いて、掲載しない。
(4) 政府のガイドライン等が別にある論点	個人情報保護法制や、情報セキュリティ、発信者情報開示等、政府が別に詳細なガイドラインを定めている論点。	政府のガイドラインを参照すればよいため、原則として掲載しない。必要に応じて参照情報を記載する。

10 記載内容の改訂

重要と思われる法令・判決が新規に出現した場合は、起草者が掲載の適否を判断し、必要であれば、次回改訂時に追記する。掲載適否の判断方法の例は以下のとおり。

- ・ これまで裁判例のなかった論点に関連した裁判例が公開された場合には、原則として掲載することとし、重要度に応じて本文に記載する／脚注に記載する等の区別を検討する。
- ・ すでに裁判例の存在する論点に関連した裁判例であっても、新規性のあるものは極力掲載することとし、重要度に応じて本文に記載する／脚注に記載する／掲載しない等の区別を検討する。
- ・ すでに同趣旨の裁判例が複数存在する場合には、起草者による協議により、取り上げる裁判例および本文・脚注の別を決定する。

11 論点の追加・削除

論点の追加については、政府、事業者、消費者相談窓口等からの提案を受けて、起草者による協議に基づいて追加の適否を決する。

起草者による協議に基づき、時間の経過や状況の変化等により問題が不存在である又は相対的な重要度が低下したと判断された論点については、以降の年度の準則から削除する。(削除した論点も「準則検討過程アーカイブ」の一部として残すようにする。)

12 準則検討過程アーカイブ

準則の改訂作業のために、検討過程をアーカイブとして保存する。

準則検討過程アーカイブは、起草者の作業用資料であり、議論の途中経過も含むため、公開しない。

以上